

包装済み特殊用途食品の表示及び強調 表示に関する一般規格

CODEX STAN 146-1985



Food and Agriculture Organization of the
United Nations



World Health
Organization

Published by arrangement with the
Food and Agriculture Organization of United Nations
by the
Ministry of Health, Labour and Welfare

本文書は、当初、国際連合食糧農業機関(FAO)及び世界保健機関(WHO)により、「包装済み特殊用途食品の表示及び強調表示に関する一般規格(CODEX STAN 146-1985)」として出版されたものである。日本語への翻訳は、日本政府の厚生労働省によってなされた。

本文書において使用する呼称及び資料の表示は、いかなる国、領土、都市あるいは地域、若しくはその当局の法律上の地位に関する、又はその国境あるいは境界の設定に関する、FAOあるいはWHOのいかなる見解の表明を意味するものではない。また、個別の企業あるいは製品への言及は、それらが特許を受けているか否かにかかわらず、言及されていない同様の性質を持つ他者に優先して、FAOあるいはWHOが承認あるいは推薦していることを意味するものではない。本文書において表明された見解は、筆者の見解であり、必ずしもFAOあるいはWHOの見解を示すものではない。

包装済み特殊用途食品の表示及び強調表示に関する一般規格

CODEX STAN 146-1985

1. 範囲

本規格は、セクション 2.1 に定義され、それ自体として消費者に、又はケータリング用に提供されるあらゆる包装済み特殊用途食品の表示、その提示に関する特定の側面、及びこのような食品に関して行われる強調表示に適用される。

2. 説明

2.1 特殊用途食品は、特定の身体的又は生理的状态及び／又は特定の疾病及び障害のために生じる特定の食事要件を満たすために特別に加工又は調製された食品で、それ自体として提供されるものである¹。これらの食品の組成は、比較可能な性質を持つ通常の食品が存在する場合には、その組成と大きく異なっていないなければならない。

2.2 「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格²」に記載の定義が適用される。

3. 一般原則

3.1 包装済み特殊用途食品は、虚偽の、誤認させる、又は欺くような方法により、あるいはその特性に関していずれかの点で誤った印象を与える恐れのある方法により、記載又は提示されてはならない³。

3.2 本規格が適用される食品の表示又は広告には、有資格者による助言が不要であることを暗示する記載を含めてはならない。

4. 包装済み特殊用途食品の義務表示

個別のコーデックス規格において別途明示的に規定されている場合を除き、あらゆる包装済み特殊用途食品の表示においては、表示が施されている食品に適用される本規格のセクション 4.1～4.8 に定める情報を示さなければならない。

4.1 食品の名称

一般規格セクション 4.1 に従い食品の名称を表示することに加えて、以下の規定が適用される。

¹ 乳児及び幼児用の食品を含む。

² 以下「一般規格」という。

³ 本一般原則でいう記載又は提示の例は、「強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン」に示されている。

4.1.1 「特殊用途」、「特殊栄養」の表示、又は適切な同義語は、製品がセクション 2.1 の定義に適合する場合に限り、その名称と併せて使用することができる。

4.1.2 食品の基本的ではあるが意図する条件以外の特徴については、適切な記述用語により、食品の名称に近接して表示するものとする。

4.2 原材料一覧

原材料一覧の表示については、一般規格のセクション 4.2 に従うものとする。

4.3 栄養表示

4.3.1 栄養表示には以下を含めるものとする。

(a) 販売される食品の 100 グラム又は 100 ml 当たりの熱量、及び適切な場合には消費用に提案された食品の一定量当たりの熱量。キロカロリー (kcal) 及びキロジュール (kJ) で表される。

(b) 販売される食品の 100 グラム又は 100 ml 当たりのタンパク質、糖質、脂質のグラム数、及び適切な場合には消費用に提案された食品の一定量当たりのグラム数。

(c) 特殊用途食品に意図する基本的特徴を与える特定の栄養素又はその他の成分について、販売される食品の 100 グラム又は 100 ml 当たりの総量、及び適切な場合には消費用に提案された食品の一定量当たりの総量。

4.4 正味量及び固形量

正味量及び固形量の表示については、一般規格のセクション 4.3 に従うものとする。

4.5 名称及び所在地

名称及び所在地については、一般規格のセクション 4.4 に従い表示するものとする。

4.6 原産国

原産国については、一般規格のセクション 4.5 に従い表示するものとする。

4.7 ロット識別

ロット識別については、一般規格のセクション 4.6 に従い表示するものとする。

4.8 日付表示及び保存方法

一般規格のセクション 4.7 に従い日付表示と保存方法を表示することに加えて、以下の規定が適用される。

4.8.1 開封された食品の保存

開封された特殊用途食品の健全性と栄養価の維持を保証するために必要な場合には、開封されたそ

の製品の保存方法をラベルに記載するものとする。その食品が開封後に保存できない、又は開封後にその容器に保存できない場合には、ラベルに警告を記載すべきである。

5. 特定の食品に関する追加義務表示要件

5.1 原材料の量的表示

原材料の量的表示については、一般原則のセクション 5.1 に従うものとする。

5.2 強調表示

5.2.1 本規格の対象となる食品への強調表示については、コーデックス委員会が策定した「強調表示に関する一般ガイドライン (CAC/GL 1-1979)」に従うものとする。

5.2.2 食品が「特殊用途」に適しているとの強調表示を行う場合には、特殊用途食品に関する個別のコーデックス規格において別途規定されている場合を除き、その食品は本規格のあらゆる規定に適合していなければならない。

5.2.3 セクション 2.1 に従った改変は加えられていないが、その天然組成ゆえに特定の食事療法における使用に適している食品については、「特殊用途」又は「特殊栄養」その他の同義語を用いないものとする。しかしこのような食品については、その記述が消費者を誤認させないことを条件に、「この食品は「X」の性質がある（「X」は顕著な基本的特徴を指す）」との記述をラベルに含めることができる。

5.2.4 セクション 2.1 に定義された食品の使用が疾病、障害、又は特別な生理学的状態の予防、緩和、治療又は治癒に適切であるとの強調表示は、以下の場合を除き禁じられる。

- (a) これらの食品が特殊用途食品に関するコーデックスの規格又はガイドラインの規定に従っており、当該規格又はガイドラインが規定する原則に従っている場合、又は
- (b) 該当するコーデックスの規格又はガイドラインが存在しない場合であって、当該食品が流通している国の法律によって許可されている場合

5.3 照射食品

特殊用途の照射食品の表示については、一般規格のセクション 5.2 に従うものとする。

5.4 特定の食品を取り巻く状況を特殊用途食品に関するコーデックス規格に組み込むことが正しい場合には、本規格のいかなる条項も、コーデックス規格における表示についての追加又は異なった条項の採択を排除するものではない。

6. 義務表示要件の適用除外

義務表示要件の適用除外については、一般規格のセクション 6 に従うものとする。

7. 任意表示

特殊用途食品の任意表示については、一般規格のセクション 7 に従うものとする。

8. 義務的情報の提示

義務的情報の提示については、一般規格のセクション 8 に従うものとする。